定期監査結果の概要(11月~1月実施)

1 監査対象部局

教育部

2 監査実施期間

平成28年11月1日から平成29年1月27日まで

3 監査の場所

監査事務局及び監査対象課等

4 監査対象事務

次に掲げる事務のうち、平成28年4月1日から9月30日までに執行されたものを対象とした。

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- 5 監査の結果
 - (1) 伝票処理に関しては、適正に行われていた。
 - (2) 契約事務に関しては、適正に行われていた。
 - (3) 歳入調定及び収入事務に関しては、適正に行われていた。
 - (4) 補助金等の交付事務に関しては、適正に行われていた。
 - (5) 現金・備品管理に関しては、適正に行われていた。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査実施 の際に、関係職員に対して口頭等で改善の指示を行った。

6 監査の着眼点及び方法

着眼点(5項目)を定め、各事務の主管課等から提出された監査資料、関係 諸帳簿、伝票及びその他の記録に基づき関係職員の説明を求めて、次のとおり 調査を実施した。

- (1) 伝票処理が適正に行われているかに関しては、伝票の内容を確認した。
- (2) 契約事務が法令等に基づき適正に行われているかに関しては、契約内容を確認した。
- (3) 歳入調定及び収入事務が法令等に基づき適正に行われているかに関しては、 歳入調定票の内容を確認した。
- (4) 補助金等の交付事務が法令等に基づき適正に行われているかに関しては、

- 一連の関係書類の内容を確認した。
- (5) 現金・備品管理が適正に行われているかに関しては、現金・備品の管理状況及び備品管理票の内容を確認した。

7 その他主な意見

財務事務監査のほか、経営に係る事業管理の視点から抽出により、担当課から資料提供を受け、事務の執行等について説明を求めたが、今後検討を要する と思われる事項について、次のとおり意見を付すものとする。

学校施設における不審者対策は、平成13年に発生した大阪教育大学付属小学校事件を契機として、全国的に充実強化が図られてきた。また、学校保健安全法では、学校安全に関する設置者の責務として、事故、加害行為、災害等により児童生徒等に生じる危険防止などを目的に、施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとされている。

市内の公立幼稚園、小学校及び中学校を対象とした実地監査は、毎年、教育部の定期監査にあわせて実施しているが、地域の実情や過去の経緯などもあり、不審者進入防止を含めた安全対策としての門扉やフェンス等が整備されていない施設も見受けられた。

対策に重点を置くあまり「地域に開かれた学校」から「閉ざされた学校」への転換は望ましいことではないが、社会情勢の変化等も考慮し、児童生徒等の安心、安全な学校生活を確保するため、施設及び設備の整備の必要性について、常に検討を怠ることがないよう要望する。